

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第5項に次の1号を加える。

(7) 企業版ふるさと納税寄付金（地域再生法第13条の2に規定する寄附として受ける寄付金をいう。）の払込みを受けた場合

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)